

平成 25 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9月定例会付託案件 1
- 1. 所管事務調査 3 1

平成 25 年 10 月 22 日（火曜日）

文教福祉委員会会議録

平成25年10月22日 火曜日

午前10時00分開議

午後 0時38分開議（実時間149分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第87号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第88号・平成25年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号
1. 議案第89号・訴えの提起について
1. 議案第92号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について
1. 陳情第2号・年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市立図書館本館内外壁改修工事に伴う対応について）
（泉地区学校規模適正化事業の進捗について）
（第六中学校体育館改築に伴う基本設計の概要について）

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	西濱和博君
委員	友枝和明君
委員	橋本隆一君
委員	堀徹男君
委員	堀口晃君
委員	村川清則君
委員	百田隆君

※欠席委員

君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	北岡博君
教育部次長	増住眞也君
教育部首席審議員兼 学校教育課長	塚副徹君
教育施設課長	有馬健一君
図書館館長	濱田大祐君
健康福祉部長兼 福祉事務所長	上田淑哉君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	堀泰彦君
健康福祉部次長兼 健康福祉政策課長 （福祉事務所次長兼務）	岩本博文君
長寿支援課長	小林眞二君
長寿支援課長補佐兼 地域支援係長	野田章浩君
こども未来課長	松村浩君
国保ねんきん課長	中村伸也君

○記録担当書記

小川孝浩君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（中村和美君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、教育部から、歳出の第9款・教育費について、説明をお願いします。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大変お世話になります。（「お世話になります」と呼ぶ者あり）

議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号でございますが、第9款・教育費の補正予算総額3億8833万1000円をお願いいたしております。その詳細な内容につきましては、増住教育部次長が説明をいたしますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） 改めましておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大変お世話になります。（「お世話になります」と呼ぶ者あり）座りまして説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○教育部次長（増住眞也君） 予算書の3ページをお開きをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に3億8833万1000円を追加し、補正後の予算額を50億9688万9000円とするお願いでございます。内訳でございますが、項1・教育総務費に41万円、項2・小学校費に3億5803万2000円、項3・中学校費に2912万2000円、項4・特別支援学校費に76万7000円をそれぞれ計上しております。

それでは、歳出の内容について説明いたします。13ページをお開きをお願いいたします。

一番下の表になります。款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費でございます。補正額が41万円。特定財源の13万6000円は事業費の3分の1に当たりまして、国の補助金でございます。この事業は、学校だけの対応では解決が困難ないじめ問題等、生徒指導上の課題を解決するために弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士の4名の専門家による外部組織として、学校支援委員会を設置し、適切な対応を検討し助言を行うというものでございます。事業費の主なものは、節区分の8・報償費、37万5000円でございます。

次、14ページをお開きをお願いいたします。項2・小学校費、目1・学校管理費、補正額21万円でございます。これは、平成26年4月に開校を予定しております泉小中一貫校の準備として必要な経費を補正するものでございます。小学校費におきましては、その主なものは節12・役務費、11万6000円、これは泉第二小学校の耐火金庫を泉中学校へ移す運搬経費でございます。なお、泉地区の学校統合の準備状況につきましては、後ほど所管事務調査で御報告する予定といたしております。

次に、目3・学校建設費、補正額3億5782万2000円でございます。これは、金剛小学校校舎の改築に伴う国の補助が確定したことから補正をお願いするものでございます。25年度、26年度の2カ年間にわたる校舎改築に伴う事業費として、新校舎の建設と設備費に9億2371万9000円を予定しております。

25年度今回の補正につきましては、その約40%に当たります3億5782万2000円を補正額として、あわせて資料がちょっと前後いたしますが、16ページをちょっとお開きをお願いいたします。こちらのほうに、26年度

分の残額として債務負担限度額に5億4023万8000円を計上しております。なお、この5億4023万8000円につきましては、消費税5%で計算されたものでございまして、来年度4月からの消費税改定に伴いまして8%で計算いたしますと、残額は5億6589万7000円となります。この金額につきましては、先週17日に追加提案されました補正予算書・第7号において、総務委員会で審議されることとなっておりますので、ここでは5%の金額のままとなっております。御了承をお願いいたします。

それでは、14ページにお戻りをお願いいたします。特定財源の2億1560万円につきましては、充当率100%の緊急防災・減災事業債を予定しております。

次に項3・中学校費、目1・学校管理費、補正額1612万2000円でございます。これは、2つ前の小学校費の学校管理費と同じく平成26年4月開校の泉小中一貫校の準備経費でございまして、節18・備品購入費、1495万円は45人乗りのスクールバス1台の購入などに充てるものでございます。スクールバスにつきましては、現在、中学校で中型バス1台、それから、小学校でワゴン車1台を利用して生徒児童の送迎を行っております。今回の学校の統合に伴いまして、新たに中型バス1台を追加して、計3台で送迎に対応する予定としております。なお、特定財源につきましては、バスの購入に対する財源として250万円が国庫補助、それから1160万円は合併特例債を充当する予定といたしております。

次に目3・学校建設費、補正額1300万円でございます。泉中学校の校舎につきましては、24年度の3月補正で3億5443万5000円を御承認いただき、現在、耐震補強工事、それから、小学生を迎えるための準備として校舎の大規模改修を行っておりますが、その

工事の中で追加工事が必要となったことから、今回補正をお願いするものでございます。その追加工事の理由でございますが、1つは校舎のはりにコンクリートが十分に充填されていない箇所が見つかったため、その部分の補強が必要となったことでございます。また、外壁の落下防止工事の範囲が予定よりも広範囲になったことなどによるものでございます。これらは実際にはりのモルタル部分、これはコンクリートの仕上げや化粧を施した部分でございますが、これを剥いで――剥いだり、それから外壁に足場をかけて打音調査というのをですね、行わないと把握ができないということから、工事中に実施をして、今回追加となった次第でございます。特定財源の1230万円につきましては、合併特例債を充当する予定といたしております。

最後に15ページになります。項4・特別支援学校費、目2・教育振興費に76万7000円を補正するものでございます。これは、特別支援学校において、人工呼吸器を装着して登校している児童生徒に付き添う保護者の負担軽減を図るもので、人工呼吸器の操作ができる看護師を派遣する訪問介護ステーションに対して補助を行うものでございます。76万7000円の内訳といたしましては、11月からの約5カ月間で40回分の派遣料及び交通費を計上しております。以上が教育費の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。説明が終わりました。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。学校支援委員の、学校だけで対応できない解決することが困難な部分についてなんです、13ページです

ね。これ4名の方々の外部組織をつくられてするという事なんですが、学校だけで対応できない、または解決することが困難ないじめ問題という部分が、今回クローズアップされてやろうとされてるんですけども、今までにですね、この学校で解決できなかった困難な事例という部分は、個々によってはそれぞれさまざまと思いますが、何件ぐらいあって、推移的にやっばりふえているかどうかというふうな、その辺の数字的なものは把握されているかどうか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）学校教育課長の塚副と申します。よろしくお願いいたします。

堀口委員の御質問のことですけれども、学校で解決できなかったいじめが、どのくらいあるかということで、今いじめにつきましては、毎回起こっておりますけれども、学校が真摯に対応して保護者と連携を図りながら、いじめ解消に向けて取り組んでおります。今、全ていじめは解消されております。ただ、現在もいじめは、いつ、どこで、誰にでも起こり得るということで、また新たないじめ等が出てきているところです。学校のほうも、それに向けて真摯に取り組んでおります。ただ、今まで解決できなかったという事例はありませんけれども、今後いじめ等をめぐって、保護者との意思疎通の問題が生じることなども予想されます。また携帯電話やスマートフォン、パソコン等の機器を使ったネット上のいじめという新しい形のいじめ問題も生じてきておりますので、この学校支援委員会を設置し、学校で解決困難な事案等が発生した場合に専門的な見地から支援する組織が必要であるというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい……

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） 済みません、件数につきましては、県のいじめアンケート調査によりますと、平成20年度から24年度、12%から15%のいじめが——いじめられたことがあるというふうに見て、児童生徒が回答しております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今のところ、学校で解決するいじめ——解決できるというふうなことで、今お話があったように思うんですが、今回、この学校支援員が弁護士であり、福祉士であり、スクールカウンセラーという臨床心理士というふうな部分で、この方たちが話し合いをなされて、この方たちが今度そういう事案があったときに解決をしていくということになるのか。この4人で話し合いをして、その4人が、個別に当たって解決をしていくということになるんですかね。その辺は、誰がどういうふうな形で対応していくのかという部分についてはいかがですか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。今の件につきましては、まずは学校でいじめについて、どんないじめだったのか真意をですね、しっかり検討して図っていく必要があると思います。また、学校でそのいじめが解決できない——解決できないというか、保護者とトラブルになってるとか、そういうものを市教委のほうに連絡をしていただきまして、

市教委で検討をいたします。それを、この学校支援委員会に諮って、どの職種の方に——直接、この4人の方と検討をするということもできますし、このケースには弁護士が必要だろうとか、社会保険福祉士が必要だろうとか、そういったことをこちらで把握をして、各学校に行き、その方が学校と話し合いをしながら、解決に向けて取り組んでいくということになると思います。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今回の補正という意味からしてですね、今まで学校で全ていじめとか、いろんな問題については解決ができていないという状況があって、これは何か緊急性というか、今回補正に上げなければならないというふうな部分がちょっと見えてこないような気がするんですね。であるなら、当初予算でも私はいいいような気がするんですが、その辺、今回の補正に持ってこられた、この理由というのはどうということなんですかね。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） 本年の4月16日付ですね、本事業の実施計画書等の提出依頼が文科省からあっておりまして、これに手を挙げていたと、この事業に対してですね。そうしましたら内示があったということから、補正に上げさせてもらったということです。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。なら6月議会でもよかったんですか。

○教育部長（北岡 博君） いえ、間に合いませんでした、日にちは……。

○委員長（中村和美君） 答弁ありますか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） 6月の補正予算までにこの内定が来ておりませんでしたので、9月の議会にということになりました。以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。この問題についてはですね、かなり広範囲な部分もありますし、またいろんな部分において、事案が千差万別というふうな状況になっておるところでありますんでですね、ぜひこういう方々をですね、最大限利用して、少なくとも学校で対応ができないという部分について——がないような形で教育をお願いをして、私の質問を終わります。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） 今のに関連してですが、単純な質問ですけれども、専門委員4名ですが、これは公募かなんかされたんですかね。ずっと前からあつてるんですか、この4名の委員。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。この4名につきましては、9月の補正予算で通りましたら、こちらのほうから誰がいいかという人選を行ってまいります。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（百田 隆君） はい、よかです。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。今、御議論、御意見いただいています学校支援委員会事業について、私のほうからも念のため確認ということでお尋ねしたいと思います。

この件につきまして、今回の一般質問でも取り上げさせていただいておりまして、この委員会において十分丁寧な説明をしていただきたいと、私のほうからお願いしてた経緯もございますので、改めてお尋ねいたします。

今回、堀口委員さんからも御質問ありましたが、補正での議案ということになっておりますけれども、額面的にいくと41万のうち国庫支出金が13万6000円と、この額が多いか少ないかはいろいろあるかと思うんですが、今、学校教育課長さんからも御案内ありましたように、この事業を上程されたということは、その必要性を教育委員会として認めていらっしゃるがゆえに、補正に上げられたというふうに私は受けとめております。

したがって、今後ですね、来年度以降のことも含めてなんですが、国の補助事業のメニューがあるから、するしないということではなくて、八代市の教育委員会としては、こういった機能機関が必要だという御認識に立てば、単費でも今年度後半の下半期の運用状況など見ながら、前向きといいますか、一般単独費でも取り組んでいこうというお考えが、今の段階でおありかどうか確認させていただければと思います。

○教育部長（北岡 博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。今回、国の補助事業ということでですね、手を挙げさせていただいております。今後、年度途中にはなりますけれども、予算についてですね、お認めいた

できれば、早速この設置についてですね、すぐ諮ってまいりますけれども、この運営の状況を見ながらですね、その効果といいますか、そういうところを検証をしっかりやって、そして、例えば、国の補助事業がどのような形になるか、今後どのような形になっていくかわかりませんが、仮にそれがなくなったとしても、本市でですね——本市の単独事業でやるべきものということで判断できれば、予算等もまたお願いをしたいというふうには思っております。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。わかりました。やはりそういった信念を持ってのお取り組みということは十分伝わりました。

それと委員長、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（西濱和博君） 関連しましてですけれども、これも一般質問で投げかけさせていただきましたが、いじめ防止対策推進法の施行を9月28日付でなされまして、その中で、法22条に、学校内にいじめ防止対策に対する委員組織を置くこととなっておりますが、本市において、本市にかかわらず、全国の市町村教育委員会がそうかと思いますが、国の基本方針計画を見ての今後の対応と思っておりますが、まだ未設置の状況だと思います。で、市としては、今後22条に言われるところの組織を置く考えがあらわれるかどうか、御意見をお聞かせいただければと思います。

○教育部長（北岡 博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） 今の件につきましては、本市としては、まだ国がどのような形ですね、どのようにしていけるというところが、しっかり明確にはまだ見えていない部分が

ございますけども、法で示されておりますので、それに従って設置等については検討していかなければならないなと思っております。まだ他市の状況等も全然全くわかっていない状況がございますので、そういうところも勘案しながらですね、どのような形で持っていけば一番よろしいのかということも検討しながらやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。今回の補正の件、学校支援委員会事業にしる、法22条に定めるところの組織にしる、お願いしたいのは、今後、そういうことが市教育委員会として、ある一定の整理がなされて、こういう方向でいくという方針が固められましたら、学校もとより保護者、もちろん児童生徒にもですけれども、そういう組織が設置した旨、それとどういう役割、どういう機能、どういうふうに使われるかをぜひともですね、しっかり周知して十分機能するように運用を図っていただきたいと思います。意見要望とさせていただきます。以上です。

○委員長（中村和美君） はい。ほかございませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。この学校支援委員会——学校支援委員というのをつくられるに当たってですね、重要ないじめの認知件数はたしか何か5件ぐらいというような話を聞いたような気がするんですけど、現在、学校にもそれぞれスクールカウンセラーとか、生徒指導員といった方々が配置されていて、それぞれの学校の中では対応されていると思うんですけども、それなのにもかかわらず、さらに5件ぐらい——5件ぐらいと言っちゃ、ちょっと語弊があると思いますが、5件の重要な案件という

ことで、このさらに学校支援委員会というのを設けなくてはいけないほど深刻な問題なんだろうかなという御質問をさせていただいていいですか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。重要な事案ということで4件ということでありました。（委員堀徹男君「あ、4件でした」と呼ぶ）児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査の、いじめ現在の状況において、解消に向けて取り組み中ということで報告されたものです。加害者と被害者の関係の修復がまだ十分ではなく、被害者の登校渋り等が見られることで、継続的な指導が必要な事案であるというふうに捉えております。以上です。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 実態は、もっとやっぱり学校の中ですね、たくさんあると思うんですよ。以前もですね、こういったいじめに関する話を聞かせていただいたときですね、いじめの定義っていうか、どこからどこで線を引いてってするのがですね、非常に難しいちゅうお話を聞いたことがあります。

先ほど、西濱副委員長もおっしゃったようにですね、もっともっと本当かかわっていかなくてはいけないような、かかわり方がですね、あるんじゃないかなと思ってます。逆に言うと、本当おっしゃったように、単年度で補助事業でやるからといったことじゃなくてですね、それぞれの学校に対して、もっともっと注意を注いでいけるような仕組みづくりというのをつくって、実際私もPTAとかでかかわってましてね、いじめで学校に来れない子たちをたくさん

見てます。何とかですね、してあげなくちゃいけないないつも思ってるんですけど、本当にこれの人数とこの予算でですね、解決できるのかなって、本当はもっともっとやらなくちゃいけない部分があるんじゃないかなと思ってます。ぜひですね、もっと対策できるような方向に持って行っていただければなと思ってます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい。それでは、今のは要望でございますので、教育委員会のほうではよろしく願いしときたいと思います。

はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。15ページの特別支援学校の医療的ケアの支援事業なんですけど、これも先ほど言いましたように、補正予算で上がってくる事案ではないような気がしてならないという部分がありましてですね、当初、当初予算で、これは前からずっとこういうふうなお話はあったと思うんですけども、なぜ今回この76万7000円が出てきたのか。これについてはですね、私もこういうことがあれば、保護者の皆さんがすごく楽になる。本当にもう前から欲しいというふうに言ってらっしゃったにもかかわらず、今までできなかった。そして、今度は当初予算でもできなかったけども、補正で出てくるという、ここについてはどういうふうな形で上がってきたのかということをお聞かせいただければと思います。

○教育部長（北岡 博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。実は本年の5月22日だったと思いますが、新聞報道が行われまして、県の——県教育委員会のほうですね、補助事業ということで県立の特別支援学校のほう、高等学校のほうにですね、事業を開始されたということが報道されました。また、

その後の6月6日に、保護者名で市長及び教育長宛てに要望書も提出をされたところでございます。

そういうような旨を受けまして、県立特別支援学校、高等支援学校でこの補助が受けておられる方がいらっしゃいますので、八代市の養護学校におきまして——八代養護学校におきましては1名いらっしゃるということで、この1名の方が同じような状況で、県のそういう補助の支援が受けられないかということでお尋ねをいたしましたけど、これはあくまでも県立についてということでしたので、市立である八代養護学校についてはこの対象にならないということが判明いたしました。同じような、全く同じような状況で学校に通っていらっしゃる方がいらっしゃって、市立であるがためになかなかそれが受けられないということで、非常に保護者の方もですね、毎日学校に通われて、ついていらっしゃるというふうなところで、そういうことのケア、子供さんのケア、それから保護者の方に対してのケアですね、そういう部分も含めまして、何とか同じような状況での補助が受けられないかということで、それではもう市単独でというところで、補正予算をお願いしたところでございます。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今、お話でよくわかりましたけども、実はその前からですね、こういう話はずっとあってまして、それが新聞報道によって、保護者の要望があったというふうなことではなくて、その前からもう要望はあったような気がするんですね。もっと早くできなかったかなというふうには思っておるところです。大変これはよろしいことだと思うんですけども、今回11月から5カ月間というふうな部分の期間の中で、40回分というふうに先ほど説明があったと思うんですが、それは平成26年度について、これから先のことについてそう

いう事案を持っている子供さんが入学、卒業されるまで、もしくはまた新たに入ってこられるまでというか、もうずっとこれは続けてされるかどうかという、そのところはどうかですか。

○教育部長（北岡 博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。全て事業を行うに当たりましては、予算が伴うものでございますけれども、この事業につきましては、県がどのような形でやっていかれるかということもございまして、市の単独です、予算をお願いして、ケアに努めていきたいというふうに思っております。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） その中でね、週2回に1日3時間という部分があるかと思うんですけれども、1日ケアをしてあげるという部分はそれは不可能なことなんですかね。週2回でもいいですけども、今1回につき3時間という時間制限があって、3時間は見ますよと。例えば、これは学校にいる間全て、6時間か、8時間か、7時間かという、その辺の丸1日を見ると、こういうことはできないもんなんですか。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。この回数また時間につきましては、一応今回実績等もございませんので、まだ県も始められたばかりということでございますので、県の要綱に合わせてですね、一応この回数、この時間で検討して、今予算として上げさせていただいているところですが、今回またこの検証等を行いまして、例えば、どのような形が一番有効な活用の形になるのかということについては見きわめてい

きたいなというふうに思っております。

○委員（堀口 晃君） わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 3時間、午前中なのか、午後なのかという、わかりませんが、今から今度初めての取り組みですんでね、その辺のところをよく精査されて、お互いに子供さんもいいような形、また保護者の方もすごくこう助かってるっていう状況が見えてくるとですね、いいかなというふうに思いますので、送り迎えをされている保護者の方も——がいらっしゃるわけですし、その中で一旦送りやって、そして見てもらった。そしたら、またすぐ迎えに行かないかぬという、その3時間ぐらいは本当に助かる時間ではあると思うんですね。それが例えば、6時間ぐらい、きょうは1日ね、楽になるというような状況があると、この保護者の方々の気持ちも楽になるような気がするんですね。3時間たって、また迎え行かんばいかぬという話じゃなくてですね。はい。

それと、今後もやっていくというふうにおっしゃいますけれども、県がどういうふうに行うかが、八代市は八代市の中での独自の路線を見出していても、私はいいというふうに思います。県と同じようなことをやらずにも八代バージョンで私はいいと思いますので、その辺もぜひ今後始められてですね、検討をしていたきたいというふうに思ってます。以上です。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

○委員（橋本隆一君） 済みません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） ただいまの堀口委員のことに同じような意見を持っとります。あわせて、今、八代養護学校には、大体今3名、看護師さん常駐しておられますね。（「はい」と呼ぶ者あり）今回の場合は、一応特段の医療的な行為が一助ということで、専門性の高い看護師

を入れなきゃいけないということ。今現在の看護師さんは、准看護師さんなんですか。（「看護師さんの資格」と呼ぶ者あり）

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） 資格は、准看護師の資格を持っています。

○委員（橋本隆一君） 今回、その人工呼吸器……

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 済みません。橋本です。済みません。今回のその人工呼吸器の取り扱いに関する業務に関しては、高等看護師の資格を持っている方が要るちゅうことで、だから、その方ができるということで理解してよろしいんですかね。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（中村和美君） 塚副学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） 現在の看護師では、人工呼吸器を操作することができません。常時、人工呼吸器を装着する必要があるため、機械の操作管理には熟練を要するため、現在配置の看護師では対応できないということで、保護者が常に付き添いをして、子供の体調変化の確認をしたり、機械の状況を確認したりする状況にあります。そのために保護者にかかる負担が多くなっていますので、訪問看護ステーションからの熟練した看護師を学校に派遣して対応する必要があるということで、今回の人工呼吸器装着児童への生徒補助事業になったわけです。以上です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。よくわかりました。いつも私も、同様のことでいろんな相談を受けてきたんですが、家庭では親がやっている

んですよ。じゃ、親が熟練した看護師かという、親は全然熟練した看護師でもなければ、それをたまには父親がやったりとかしてるわけですよ。だけん、非常に不思議に思うのは、学校に行った熟練した看護師でなければ、導尿もできないとか、あるいは人工呼吸器の取り扱いもできないということで、今まで学校のほうも別の案件ではどうにもできなかったちゅう状況があったんですけども、実際家庭でやっているようなことを熟練した看護師でなければできないということであるならば、その現在配置されている看護師さんが、それなりに研修を、さっき言われたように研修を積むことによって、あるいは病院等でですね、さらに研修等を踏まれることによって、その技能を、向上を図ることによれば、現在おられる看護師さんでも対応できるようになるのではないかという、勝手な臆測なんですけども、それはどんなでしょうか、推測としてありますか。

○教育部長（北岡 博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい、済みません、私もちょっとこの部分については詳しくないところがありまして、非常に申しわけないんですけども、これが、技量があれば認められるものであるのかどうかということだと思えます。保護者であるがゆえに許されていると、それが認められていると。これが担任ということになると、看護師であつてもですね、なかなかそういう法的な部分が、いろいろと制約があるかというふうに思いますので、そちらのほうについても検証したいというふうに思います。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） どうもありがとうございます。以上です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、委員長いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。泉中学校の校舎の耐震改修事業の件ですけども、先ほど説明の中で、はりを解体したところ、中が生コンが中空だったということだというふうに聞こえたけど。耐震の改修に当たっては、事前に耐震診断されてると思うんですけども、その部分は恐らく中の部分のはりだったんでしょうかね。解体しないと、もう検査することができなかったということでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。教育施設課の有馬でございます。よろしくお願いします。

これにつきましてはですね、平成24年度に耐震補強の実施設計を行っておりますけども、泉中ですね、実際、こう子供たちが毎日勉強している場でもありますので、そこをはりを剥いてですね、そういったことが余りできないというところがございまして、実際、この足場を組んで剥いてみないと、なかなかその中の状況がわかりづらいというところがございました。

以上です。

○委員長（中村和美君） 堀委員、いいですか。はい、どうぞ。

○委員（堀 徹男君） そうするとですね、以前いただいた耐震診断の用語の解説という資料があるんですけど、それを見てると、やっぱり構造計算と現地調査というのが2つあって、何て言うですかね、計算上では例えば、コンクリの立米なんていうのは計算できますけど、それから、そのもとで構造計算というのはやっていくんですけど、現地調査をですね、された場合に、じゃ、例えば1カ所だったのかということなんですよ。ほかの部分のはりも恐ら

く、そういった1カ所あれば何カ所もそういうのがあるという前提で検査されたんでしょう。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。当初の実施設計の中ではですね、図面とか、あと目視とかですね、たたけるところはたたいて、そういったふぐあいがないかというのは一応確認はするんですけども、今回実際工事をする中でですね、一部何カ所かはりを実際剥がないとできない工事があったもんですから、そういった中で、そういったコンクリートが充填されていない部分が発見されましたので、ことし7月にですね、工事をする中でそういったはりの部分を調査をいたしました。一応全体で63本ほどはりがあるんですけども、18本にですね、そういったちょっと補修が必要という部分が発見されましたので、その部分については今回のですね、追加補正の中で改修をしていきたいというふうに今進めているところでございます。

○委員（堀 徹男君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 63本中18本、かなりの率でコンクリート、いわゆる耐震に耐えられないというほどの補修が必要なぐらいのはりの強度だったんでしょうかね。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。耐えられないということではないんですけども、当初のその建物の設計というのが十分にコンクリートが充填されている状態での強度がありますので、それよりちょっと欠けてるとなると、それよりもやっぱり強度が劣るということになりますので、そこは十分この校舎自体もですね、長年にわたって学校施設として使用していく必要がありますので、その部分については補修が

必要ということで判断いたしました。以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 補修に当たってですね、それは子供たちが学ぶ教室でありますので、十分な補強をしていかななくてはいけないと思っています。ただ、本当にですね、それだけで済むのかなと。もう全てのはりを、構造体をですね、耐震に耐えられるのかどうかというのが確認できるのかなというのちょっと心配な部分もあってですね、できれば、子供たちがそういった重要な構造に関する部分のですね、解体しなくちゃわからないような部分はサンプル抽出に当たってもですね、夏休みの期間中にするとかですね、そういった工夫をしていって、なるだけ補正ではなくて最初の当初予算ですね、予算組めるような仕組みをつくっていきたいほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか、答弁は要らんですね。今のは要望でいいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今、堀委員がおっしゃられたのは非常に重要なことですね、これ工事をもともとされた、当初できたときに、これは手抜き工事じゃなかったかという、その手抜き工事を見抜けなかったんじゃないかという疑念が湧くわけなんですけど、その辺はどうですか。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。この校舎につきましては、昭和40年ですね——に建てられておりまして、48年ほど経過しており

ますけども、我々が工事の中でですね、はりを剥いでコンクリートが充填されてなかったという状況を見ますと、その当時どのような工事の管理をされてたのかですね、そこらあたりはちょっと我々で把握ができない部分ではありますけども、状況を見ますと、手抜き工事というか、そういう状況であったのかなというふうには想像いたします。以上です。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） その手抜き工事をですね、チェックができない。例えば今、耐震でずうっと工事を今進めてますけども、その中においてもチェックができてののかどうかという部分についても、何かこう非常に心配になってくる部分があるんですけど、工事をもう——だから、見えないところでそういう手抜き工事をやられると、外観はきれいになったかもしれんけど、中はもうぼろぼろだったというふうな状況になる。これが、今から48年前にあったことですし、それが今の役所というか、部分については、それが確認ができていないという状況も今見えてきてるわけですね。ですから、今、耐震、新たなところが建つ、こういったものについても確認はなされてるのかどうかというのは、その辺はいかがだったですかね。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。今の御質問についてですね、常時私どものですね、課の職員がですね、担当がおりますけども、現場のベンチャーでですね、工事を今行っていておりますけども、うちの教育施設課の担当の職員もですね、現場にもたびたび行ってですね、工事の進行に合わせて、例えば、そういったはりの補修の、新築の場合もですけども、そういったコンクリート打設とかそういう場合もですね、実際職員の目で確認をしながら進めて

おりますので、今現在やってる工事の中ではですね、そういったふぐあいとか、そういうのはないものと思っております。以上です。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） もうその辺は特に監視体制を強めていただいでですね、子供たちが安心して学べる校舎にしていだきたいと思います。以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありません。なければ、以上で第9款・教育費については終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、健康福祉部から歳出の第3款・民生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の上田でございます。

議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号の第3款・民生費につきまして、堀次長より説明させますので、どうぞ御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） はい。おはようございます。（「おはよ

うございます」と呼ぶ者あり）堀でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただき、説明を続けさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） 議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号のうち、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費につきまして御説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

歳出の部でございますが、款の見出し中、款の3・民生費では、補正額1億3274万9000円を追加いたし、補正後の予算額を200億205万6000円といたしております。内訳としまして、項1の社会福祉費に4410万3000円を追加し、補正後の予算額を89億784万6000円といたしております。項の2・児童福祉費におきましては、8864万6000円を追加し、81億7190万2000円といたしております。

次に、補正予算書の11ページをごらんいただけますでしょうか、歳出の中段となります。款の3・民生費、項の1・社会福祉費、目の1・社会福祉総務費に、補正額といたしまして4121万9000円を追加いたして、補正後を53億3434万6000円といたしております。特定財源としましては、国県支出金の4055万円を予定しております。内容を御説明いたします。節の19・負担金補助及び交付金に4055万円を計上しております。その内訳として、右の説明欄をごらんください。まず一番上の事業ですが、民生委員・児童委員PR活動補助金として55万円を計上いたしております。これは、民生委員・児童委員の活動を広く住民にPRし、民生委員・児童委員の活動の重要性を呼びかけることで、地域住民への理解を図るとともに、担い手不足解消の一助とするということを目的としまして、単位民生委員・児

童委員協議会ごとに補助をいたすものでございます。補助申請に当たりましては、本市にございます19区域全ての単位民生委員・児童委員協議会に照会を行いまして、そのうち11の協議会からPR活動の計画が上がってきましたので、県へ申請をいたしていたものでございます。その内訳は、八代、太田郷、麦島、松高、八千把、高田、郡築・昭和——この郡築・昭和は、この2つで1地区となっております。日奈久、龍峯、坂本、鏡の11協議会でございます。補助単価が5万円でございますので、合計しますと、補助金総額が55万円でございます。本年8月22日に県補助金の交付決定がありましたため、今回補正に計上するものでございます。特定財源として、全額県支出金を予定しております。なお、本事業は22年度から始まった事業でございますが、22年度7区域、23年度は8区域、24年度は9区域と単位協議会が取り組まれているものでございます。

次に、説明欄の介護基盤緊急整備特別対策事業4000万円でございますが、これは1カ所当たりの補助金額は2000万円でございます。2カ所分となります。施設の整備が円滑に行えますよう、国の介護基盤緊急整備など、臨時特例交付金を財源といたしました熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を活用し、施設を開設する事業所に補助するものでございます。介護施設の整備につきましては、本市では、平成24年度から3年間の第5期介護保険事業計画におきまして、まず平成24年度に地域密着型小規模特別養護老人ホーム2カ所と介護グループホーム施設の3カ所、合計5カ所の整備を行っております。

次に、本年度計画のうち、複合型サービス、つまり小規模多機能型居宅介護と訪問看護を行います2カ所の予定につきまして、前年度と同様に公募を行いまして、応募がありました事業所の整備計画につきまして、外部委員を含めま

した地域密着型サービス運営委員会におきまして、審査をいただいたところでございます。選定の結果の資料をお手元にお届けしております。カラーの地図がお手元にあるかと思えます。これでございますが、この資料は、現在、本市におけます地域密着型サービス事業所の整備状況を一覧にしているものでございます。ごらんいただいてよろしゅうございますでしょうか。（発言する者あり）よろしゅうございますでしょうか。

現在、本市の地域密着型サービス事業所の整備状況となります。右側の表は、事業所の種類別一覧として記載をしております。番号と連動しております。上から地域密着型の小規模特別養護老人ホーム、次にグループホーム、次に小規模多機能型居宅介護というようなものの施設があるということをごらんいただけます。一番下が、今回補助対象として整備いたします複合型サービス事業所の2カ所でございます。仮称でございますが、西王母、しあわせの里ということがなっております。1番のほうは松江本町、2番のほうは二見本町のほうに設置予定となっておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

申しわけございませんが、補正予算書の説明に戻らせていただきます。平成25年度のただいまのところですが、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の内示を5月21日付の文書を同月——5月の27日に本市で受け付けているものでございます。なお、25年度計画として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所につきましても、計画に——訪問介護看護事業所につきましても、計画に計上していましたが、1回目公募において応募がなく、選定委員会にて協議を行い、さらに2回目の公募も行いましたが、応募を得なかったために、今回は上記2施設のみの補正予算をお願いするものでございます。次に節の28・繰出金、66万9

000円でございますが、介護保険特別会計繰出金でございます。宇城市でございます医療法人社団本田会における介護報酬不正請求について、訴訟に係る弁護士費用などの返還請求経費を計上しているため、その財源として、一般会計から介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。後ほど、議案第89号・訴えの提起におきまして詳しく説明させていただきます。

次に、目の2・老人福祉対策費に、補正額といたしまして288万4000円を追加いたして、補正後を3億2622万9000円といたしております。その補正財源は、全額国庫補助金でございます。節は13・委託料でございます。認知症施策総合推進事業は、今後も増加すると予測されている認知症高齢者が住みなれた地域で生活を継続するために、地域住民の認知症への理解促進とともに、地域での支援体制の連携強化を図る事業でございます。認知症の人や家族への支援を行うために、地域包括支援センターに認知症地域支援推進委員を配置するものでございまして、こちらは、今回議決いただきました後の11月から年度いっぱいの委託事業としてとり行う予定でございます。国からの補助内示が9月にごございましたため、今回、補正に計上するものでございます。

次に、款の3・民生費、項の2・児童福祉費、目の3・保育所費に補正額といたしまして8864万6000円を追加いたして、補正後を49億470万3000円といたしております。その補正財源は、全額県支出金でございます。本年6月の県議会におきまして、安心こども基金管理運営要領に定めます保育士等処遇改善臨時特例事業が採択されたことにより、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士などの処遇改善に取り組む保育所へ補助金の交付を行うことにより、保育の担い手でございます保育士の確保を進めるということを目的としております。

この事業は、私立保育所の保育士等に対する処遇改善として、保育所ごとに25年度中の具体的な賃金改善を記載した処遇改善計画を作成していただき、所属職員にその内容の周知を行うとともに、市へ計画書を提出することということが申請の条件となっております。また、保育所への補助金交付額以上の処遇改善計画を作成することも条件であり、年度末に市町村に実績報告の提出も必要となっているところでございます。各保育所への交付額は、本年4月1日付と10月1日付の園児数により事業単価を積算し、本市44園の私立保育所に対する補助金を積算しているところでございます。

以上が健康福祉部が所管いたしております補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、橋本です。今の御説明の中でちょっと気になったのが、認知症施策総合推進事業の中で包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置されるということですが、どういった方が配置されるのか、資格要件等があるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（中村和美君） 長寿支援課野田課長補佐。

○長寿支援課長補佐兼地域支援係長（野田章浩君） 長寿支援課、野田と申します。よろしくお願ひします。

認知症地域支援推進員——支援推進員といいますのは、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、またこれ以外でも認知症の介護や医療における専門的知識、経験を有する者として

市町村が認めた者となっております。以上です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） そういった委員のその選定に関しては、地域の情報を収集して人選されるのか、それとも何らかの公募という形でされるのでしょうか。

○委員長（中村和美君） 長寿支援課小林課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） 長寿支援課、小林でございます。

現在、包括支援センター6カ所ございますけれども、そういった関係機関とですね、調整を図りながら、その中の包括支援センターで働いていらっしゃる職員さんの中から、選定を今やってる最中でございます。以上です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、了解しました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。保育士に対する処遇改善の事業についてお尋ねしたいと思います。

今年度4月——済みません、失礼しました。対象期間が4月から年度末まで1年間を対象としているという御説明もあったかと思えますけれども、対象園は市内の私立保育所44園ということは全ての園を対象にお考えかというふうに思うんですが、おおむね七百数十名の保育士さんが、そこでお仕事をされているというふうに思います。今回、八千八百余万円の補助につきましては、当然法人のほうでも賃金に対する負担があつて、その一部の補助というような構図になろうかと思うんですけれども、実績を年度

末に出していただくということですが、実際に今回補正が議決された後には、この国・県からの支出金ですけれども、どのような形で実際に今から年度末まで市としては各園に交付されるようなシステムになっているのでしょうか、その点を詳しくお聞かせいただければと思います。（発言する者あり）

○委員長（中村和美君） 松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。おはようございます。こども未来課、松村でございます。

ただいま、西濱委員のお尋ねの件でございますけれども、まず、今回の処遇改善につきましては、事業所のほうの負担もあるんじゃないかというのがまず最初おっしゃられましたけども、今回につきましては、事業所の負担はありません。全額一応県補助、県補助ですが、もともとのお金の出は、国から県のほうへ来ましてお金を県が出しているということで、今回、県補助ということで出させておりますが、全額国の負担ということでの改善を行うということでございます。手続でございますけれども、今回この案件の議決をいただきましたら、各園のほうから、先ほどありました処遇改善計画のほうを出していただきます。これ処遇改善計画といいますのは、平成25年度に保育士が本来もらうべき給与に上乗せをする経費が幾らだという計画書を出していただくという形になります。その計画書に出ました金額の各園ごとの合計が、先ほど次長が申しました4月1日と10月1日に、在園しております保育園の園児数に基準となっております単価を掛けた金額の合計が限度額ということになりますので、その限度額を超えないと満額はもらえないということになります。その以下だと、保育園が実際に上乗せした金額しか出さないということになりますので、一応その上がった分を、当初もらうべきだった

金額と今回特別に措置して上げた金額というのを
出してもらえる、実績報告として出してもら
うということになりますので、その実績額を把
握した上での金額を各保育園のほうへ助成する
というふうな仕組みで考えております。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員
長。

○委員（西濱和博君） はい。そうしますと、
御丁寧な御説明ありがとうございました。実績
に基づいて、市はそれを確認して払うという、
ということになりますと、年度末以降に支払い
の時期が来るわけですかね。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員
長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未
来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） 失礼しまし
た。一応支払いですけども、支払いの方法につ
きましては、考え方が2通りあるかと思いま
す。今委員がおっしゃるように、年度末に精
算、確定してから払うという方法もありまし
て、もう一つの方法としましては、園のほう
が実際まだ上乗せをして支払っておりません。
です。その支払い時期によりましては、先ほ
ど確かに園の財源というのが必要になります
ので、その時期に応じましては、途中概算払いと
精算払いという、途中で1回、中間払いみたい
な方法、する方法もありますので、基本的には
そちらのほうもあわせてところで検討しまし
て、通知したいというふうに思っております。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員
長。

○委員（西濱和博君） はい。余り、ちょっと
時間の都合でですね、細かくお聞きはしまし
けれども、要するに遡及して4月から対象にな
っているということは、今回のこの事業の趣旨
目的からするなら、少なくとも一刻も早く、一
日も早く、働いていらっしゃる保育士さんの

手元に、現金としてそれが還元されるというの
が一番望ましいあり方だというふうに思います
ので、それが市町村の考え方に裁量権が任せて
あるのであれば、事務手続上、非常に大変かも
しれませんけれども、少しでも早く前払いのお
支払いなどされたほうが趣旨に見合うかなとい
うふうに思いますので、お取り計らいよろしく
お願いします。以上です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今の処遇改善臨
時特別、特例債——特例事業ですね。今、お話
聞いて大体わかったんですが、これは単年度と
いうことで、平成25年度を目途にやってるん
ですが、これについては保育士の人材確保の対
策を推進するということがありますんで、少な
くともこの処遇改善をこしやりましたよ、で
も来年はありませんよと言ったら、これ、これ
なると、保育所の人材確保には全くつながらず
に、ただそこにボーナスを払うようなものだ
というふうにしか考えられないんですが、今後、
平成26年度以降の保育士に対するですね、処
遇改善についてはずっと進めていかれる部分な
んですか、その辺をお聞かせいただきたいと思
います。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未
来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。ただ
いまの堀口委員の御意見ですけども、私も全く
同感でございます。

現在この特例事業につきましては、国のほう
におきましては、平成26年度の実施について
はまだ明確にされておられません。ですが、平成
27年度から新しい保育システムということで、
新しい寄附金制度が始まるということで、
国におきまして、保育士の給与は確かにそん

なに高くないという認識のもとに、今回ボーナスみたいな形での上乗せを決めたというふうに考えておりますので、平成27年度からの新しいシステムの中では、そちらに配慮した一応積算がなされるのではないかとというふうに私も期待をいたしております。ただ、平成26年につきましては、そういった観点からしますと、今後国におきましても、26年度の対応ということで、現在国も協議されていらっしゃるんですが、そちらの方向で何らかで検討されるのではないかとというふうに考えております。

ただ、市としましては、なかなか少額なお金ではございませんので、なかなか単独でできるのかどうかというのは、まだ今後協議しなければいけないというふうに考えております。以上でございます。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。私が聞きたかったことまで答えていただいて、ありがとうございます。実を言うと、今回、国・県のほうから支出をされている8864万6000円ですか、これが、次年度平成26年度に処遇改善ということで、同じベースアップをしていかなければ、結局その人材確保にはつながっていかないのではないかという考え、でも平成27年度からまた改正があるんで、そこには期待をしたいというふうなお話ですが、じゃあ26年度に国・県が来なかった場合にはどうするのって聞きたかったんですけども、そこもお答えいただいて、検討していかなければならないということなんですけど、8800万という部分は部長いかがですか、単独で。

○委員長（中村和美君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

確かに、私立保育所に勤務しておられる保育士さんだけではなくて、給食の方々もいらっしゃいます。その方々を合わせてから727名と

ということなんですけど、当然、賃金的には安い位置づけになってます。ただ、国としては、福祉職として国が示した、一応その給与法というのがもともとはあるんですけど、それに今現実的にはなかなか、それに沿ってない現状があるという……。今、やっぱり保育士さんというのは本当に忙しいことですので、そういった仕事の中でやっぱりその処遇改善というのは非常に大切なこと。今回、国のほうでも、この保育士の処遇改善というのは非常に重要なことだと思っております。ただ、今、委員おっしゃるように、25年度で単年度だけなのか、26年度で今回多分、今、課長も申し上げましたように、26年度でも多分、安心こども基金——県の安心こども基金にプラスして積み増しをしてくるだろうとは思いますが、はっきりとはそれ言えませんが、それをしなかった場合に単費で8800万つぎ込めと言われて、今、はいというふうにはちょっと、今、検討はちょっと難しいところですね。ただ27年度から子ども・子育て安心システムも新しいシステムができて、その給付制度に基づいて給与改善というのなされていくということですので、あと26年度問題は、来年度26年度をどうするかと。私は、多分、県が安心こども基金のほうに積み増ししてくるだろうと、そういった単年度で終わらせるような事業はないと思っております。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） なかなか単費では難しいというふうな状況ですし、また継続してですね、保育士の人材確保に向けて頑張っていただきたいと思うんですが、少なくともこの8864万6000円を七百——今おっしゃった——二十七名で割るならば、約2万円、約12万円ということになって、月々1万円のベースアッ

プというふうなところで、単純に考えればですよ。それが、皆さんそれぞれ保育士さん、今おっしゃられた給食の先生だったりとか、事務の先生だったりとかという部分に満遍なく1万円が上乗せされていくというふうな、こういう解釈でよろしいですか。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。基本的には今、委員おっしゃられたような形になるのだろうとしか、はっきりは申し上げられませんが。といいますのは、一応支給に関しましては、それぞれの各園が勤務年数だとか、現在の給与等を鑑みて決定するというふうになりますので、私どもがどこまでをそこを縛るのかという次第だと思いますけども、余り詳しくはできないのではなかろうかというふうには考えております。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） そこでですね、先ほど処遇改善計画を提出していただく、そこにおいて改善がなされるであろうという計画であれば、この支給をしましょうと。しかし、その改善の計画が、これは例えば、月当たり500円アップしても、これは意味がないじゃないのというふうな話になると、これはだめですよというふうな、この判断については誰がどこでというふうな形でされるんですかね。オーケーか、オーケーでないかというのについては。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） 今回のこの補助の考え方としましては、25年度中に既にもらう、給与表上での給与の今年度中は決まっておりますので、その金額よりも多く、25年度中に差上げた分は対象になるというふうな

基準になっておりますので、仮に500円——月500円上がった場合には年間6000円上がりますので、その分については基本的には補助の対象にはなり得るところでございます。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ということは、1円でも上がれば、その補助の対象になるという、こういうことでいいんですかね。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。今回の補助の考え方でいけば、そのとおりだと思います。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） その中においては、じゃあ、このベースアップが例えばこの人は2万円以上、月に上がる。で、こっちは1000円しか上がらないという、こういう格差は当然出てくるというふうになりますよね。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） 一応、園の中でそのような格差が出ないことも考えて、今回のアップについては全ての職員に周知をなさいというふうになりますので、そこである程度、ある一定の個人のほうに上乗せをして、ある一定の方にはないということがありますと、当然園の中でいろいろな話が出てくるかと思っておりますので、そういった意味も兼ねて園の職員には周知をした上でその計画書を出すようにというふうに私は理解しております。

○委員（堀口 晃君） わかりました。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） なるだけ、その目的自体が保育士の人材の確保ということでありまして、また処遇の改善というふうな部分でありますので、その目的に沿ったですね、形での保育士の育成に努めていただきたいというふうに思っておりますが、余り格差が——例えば、一律3%とか5%とかという、それでベースアップをしますよ、今の賃金から一律5%とかというふうになると、皆さん納得するということになるかなと思うんですけども、それは園によって違うというふうなことですんで、それでいいのかなというふうなところがありますけども、まあ、頑張ってください。（笑声）

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） 済みません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 済みません。社会福祉総務費の中の民生委員・児童委員PR活動補助金に対して、ちょっとお尋ねです。11区域に約5万円ということで、その区域で使われるお金に関しては、もう何か計画というのをを出していただくのか、それとももう事後報告でいいのかというところ、そこら辺をちょっとお聞かせしていただければと思うんですけども。

○委員長（中村和美君） はい、岩本健康福祉政策課長。

○健康福祉部次長兼健康福祉政策課長（福祉事務所次長兼務）（岩本博文君） はい、健康福祉政策課の岩本でございます。

このPR活動につきましては、あらかじめそれぞれの協議会から実施計画書を出していただきまして、ただ補助金でございますので、最終的には実績報告書を出していただくというような手続の進め方になっております。以上です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、了解しました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。はい。なければ、以上で第3款・民生費については終了し、これより採決いたします。

議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員、原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第87号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第87号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第87号・八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号につきまして、国保ねんきん課の中村課長より説明させていただきますので、どうぞ御審議よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の中村です。よ

ろしく願います。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の議案第87号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。

1ページをお願いします。1ページで歳入歳出補正の予算——歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億3100万5000円とするものでございます。

続きまして5ページをお願いします。5ページに歳入と歳出を記載しておりますけれども、まず上段の歳入でございますけれども、款10・項1・目1・繰越金で88万8000円を計上いたしております。これは今回の補正予算の財源とするものでございます。

次に歳出でございますけれども、款3・項1・後期高齢者支援金、目2・後期高齢者関係事務拠出金で節の19でございますけれども、負担金補助及び交付金で2万1000円を、次の款4・項1・目1・前期高齢者納付金におきまして、19・負担金補助及び交付金でございますけれども、84万2000円を、同じく目2・前期高齢者関係事務拠出金で19・負担金補助及び交付金でございますけれども、2万5000円の補正をお願いしております。これらは、いずれも社会保険診療報酬支払基金へ支払うもの、決定に基づき支払うものですが、平成25年度の算定の基準となる国保加入者1人当たりの負担額が改定になりましたことによりまして、支払いに不足が生じますため、補正の増額をお願いいたしますのでございます。

以上が補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ちょっとわからないんですが、教えていただきたいんですが、算定基準がなぜ改定になったのか、そこをちょっと教えていただけますか。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。これは、厚生労働大臣が決定し、告示によって改定される——毎年改定されるんですけども、この告示が3月の29日でございます。もう当初予算はでき上がっております。それと先ほど支払い——社会保険診療報酬支払基金のほうで決定通知、決定をするんですけども、基金からの決定通知が参りましたのが5月31日ということで、6月補正にはちょっと間に合わないということで、一応毎年この1人当たりの負担金額ちゅうのは改定されます。それも厚生労働大臣の決定ちゅうか——が決定するものというふうに聞いております。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） これは、じゃ、毎年改定されるもので、減額されるということは今まであったんですかね。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） いや、今までは……

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） いや、ちょっと承知しておりませんけれども、まだ医療費、それぞれ後期高齢者ちゅうのは75歳以上の方が対象になります。それと前期高齢者ちゅうのが65歳から74歳までの方、高齢者の医療費がちょっと増加傾向にありますので、医療費、だから、年々上がってきているのかなと思いますけれども。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ほかになければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第 87 号・平成 25 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第 1 号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第 88 号・平成 25 年度八代市介護保険特別会計補正予算・第 1 号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第 88 号・平成 25 年度八代市介護保険特別会計補正予算・第 1 号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

続きまして、議案第 88 号・平成 25 年度八代市介護保険特別会計補正予算・第 1 号につきまして、長寿支援課の小林課長より説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援

課課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の小林でございます。それでは、失礼してですね、座らせていただいて説明したいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○長寿支援課長（小林眞二君） それでは、議案第 88 号・平成 25 年度八代市介護保険特別会計補正予算・第 1 号について御説明を申し上げます。

補正予算書 1 ページをお開きください。第 1 条、歳入歳出予算それぞれ 693 万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 130 億 2394 万 9000 円といたしております。それでは、補正の内容につきまして、歳出のほうから御説明申し上げます。

6 ページをお開きください。まず、第 1 款・総務費、項 1・総務管理費、目 1・一般管理費におきまして、66 万 9000 円を計上いたしております。これは宇城市にございます医療法人社団本田会が運営しておりました介護老人保健施設等が、介護報酬の不正請求などによりまして、熊本県より、開設許可の指定取り消し処分が行われましたことから、本市は保険者として不正請求されました介護報酬の返還を求め、熊本地方裁判所に介護報酬の返還請求訴訟を提起するための経費でございます。

経費の内訳は、委任弁護士の着手金として、報償費 61 万 2000 円、訴状の提出に必要な印紙代 5 万円、切手代 7000 円でございます。

なお、本田会に対する返還請求額は、本市と本田会へ、本市が本田会へ支払いました介護報酬のうち、県から不正請求と認定された分の返還金 702 万 2205 円と返還に伴う加算金 280 万 8882 円を合わせまして、983 万 1087 円を請求するとしております。

この件につきましては、後ほど議案８９号の訴えの提起のところでまた説明したいと思っております。

次に、第５款・諸支出金、項１・償還金及び還付加算金、目１・償還金及び還付加算金で６２６万１０００円を計上いたしております。これは、平成２４年度の介護保険給付費等の確定に伴う精算によりまして、超過交付となった負担金補助交付金をそれぞれ国・県などに返還するものでございます。その内訳としまして、社会保険診療報酬支払基金への返還金２４９万９０００円、国庫への返還金２５０万８０００円、県への返還金１２５万４０００円でございます。

続きまして、歳入の項を説明いたします。戻っていただきまして５ページのほうをお開きください。

第７款・繰入金、項１・一般会計繰入金、目１・一般会計繰入金で６６万９０００円を計上いたしております。これは、歳出で御説明しました介護報酬返還請求訴訟経費の財源といたしまして、一般会計からのルール分として、一般会計繰入金を計上いたしております。

次に、第８款・繰越金、項１・繰越金、目１・繰越金では、６２６万１０００円を計上いたしております。これも、先ほど歳出で御説明いたしました国・県などへの返還金の財源といたしまして、歳出総額の６２６万１０００円を繰越金として計上をいたしております。

以上が補正予算の説明でございます。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ６ページの一般管理費

の６２万、報償費、弁護士等への着手金というふうにおっしゃったんですが、この着手金については一定の基準があるんですかね。６２万とか、例えば１００万とか２００万とかっていう、高いのか安いのかもわからないんですかね。この着手金についての基準が明確にあって、今回はこの６１万２０００円ですよというふうにされたのか。向こうからの請求があって、その請求どおりにされたのか、その辺教えていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） しばらくお待ちください。いいですか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。着手金の金額につきましては、これは依頼する弁護士さんからの見積書の中でですね、着手金は６１万１１００円ということで御請求をいただいているということで、訴訟を起こすための費用として印紙代がでございます。これは訴額によって決められておりますので、こちらのほうは５万円ということ、そして裁判所と弁護士さんの通信費として、切手代が７０００円ということになっておりますので、着手金というところは弁護士さんの見積もりの額ということでございます。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） これ弁護士によって、それぞれ着手金は違うんですかね。単価が決まっているのかな。それとももう頼む弁護士さんによって、うちは３０万でいいですよ、うちは５０万でいいですよっていう、そういうのがあるんですかね。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） 日弁連の報酬の基準表というのがございまして、訴額によって着し金のある一定の基準が決められておりますので、その額そのままではなくて、それに近い形ですね、着し金は決められてるということでございます。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。日弁連の基準が今、その中であって、その基準に基づいて算出しているということですね。はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第88号・平成25年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第89号・訴えの提起について

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第89号・訴えの提起についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

引き続き大変申しわけありません。議案第89号・訴えの提起につきまして、引き続き小林課長に説明させます。よろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。それでは、引き続き説明させていただきます。座らせていただきます。

それでは、議案第89号・訴えの提起についてでございます。

説明につきまして、事前に配付されております右肩に議案第89号関係という資料をつけておりますので、こちらのほうをごらんいただければと思います。よろしいでしょうか。

それではまず、資料の1番目、当事者から御説明を申し上げます。当事者は、原告は八代市、被告は宇城市松橋町にあります医療法人社団本田会です。

2の件名、介護給付費返還等請求事件です。

3、事件の概要ですが、本田会が、介護報酬の不正請求を行ったとして、熊本県より介護老人保健施設等の開設許可などの取り消しを受けたことに伴いまして、本田会に対し、八代市が不正請求によって支払いました介護給付費の返還と加算金の支払いを請求いたしました。返還されないため、その支払いを求め、訴えを提起するものでございます。

4の不正の内容ですが、本田会が運営しておりました介護老人保健施設及び短期入所療養介護事業所において、許可を受けた入所定員を超える入所者及び利用者を起居させ、架空の入退所の扱いを行い、当該入退所者に係る介護報酬の不正請求を行うなどしたものでございます。

①本市の対象者、本市からの利用者ですが、5名。②の返還請求額は983万1087

円、うち保険給付費返還金がおよそ702万円、加算金がおよそ280万円となっております。③の対象期間は、平成17年1月から平成19年2月までの利用分となっております。④関係市町村は、八代市、宇城市、熊本市など県内7市1町でございます。

この事件の経過につきましては、参考としてごらんいただきたいと思います。以上で議案第89号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今回、八代市が返還請求をしているのは983万1087円ということで、その7市1町総額どのくらいぐらいあったんですかね。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。介護給付費がおよそ2億5200万円程度、加算金が約1億ということで、総額およそ3億5000万となっております。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。松橋町にある本田会というふうなところで、八代にはいらっしやらないんですね。その本田会さんというのは、八代とはどんな関係があるのか、ちょっとその辺を聞かしていただいていいですか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） 宇城市にございます本田会さんが運営されているのは、その松橋町にですね、老人保健施設という施設を持っています。あわせて、そこで短期

入所、ショートステイであるとか、訪問のリハビリとか、訪問介護ですね、そういった事業もあわせてそこで行っていらっしゃいます。

（「宇城市でね」と呼ぶ者あり）そこにですね、八代市から、その時期に5名程度の方がそこに入所をされていたということで、その方々に係る介護給付費を八代市に請求されていたということでございます。

○委員（堀口 晃君） わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。なければ……

○委員（西濱和博君） 済みません、1点確認なんですけど。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 今回、資料の中の5番目に事件の経過ということで、時系的に市としてもこういうような取り組みを当事者たる本田会さんへ行ってこられたという事実の御報告があったわけなんですけど、例えば、こういった不正受給に関連しては、今回の事案を教訓といいますか、に考えますと、その不正受給というのは自治体ではなかなかそういった実態というのは見きわめにくい事案になるものなんではないでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

今回につきましては、県が許認可した施設、老人保健施設ということですので、県が指導監査に入ったときに、そういった不正請求が認められたということです。例えば、これが地域密着型、先ほどちょっと話が出ましたが、地域密着型の施設であれば、私どもの市の方で監査することになりますので、そういった場合には当然監査をした結果、不正請求が認められ

れば、不正請求に対しての……（「処分」と呼ぶ者あり）処分あるいは処分の取り消しとかそういうことを検討していくということになると思います。うち、この保険者だけで単独で県の範疇の監査分について、そこを不正請求があったかどうかというのはちょっと難しいということがあります。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 今の御説明よくわかります。監査して初めてわかったんだということだろうと思うんですね。言いたかったのは、八代市管内にある施設であれば、当然、知事の権限事務、委任——移譲によってから、市がそういう役割を果たしていくというのがあろうかと思えますんですけども、逆に言うと、市が監査する以外のところで、こういったところに市在住の方が利用されていることについては、市としては、チェックする立場にはないという、制度上の問題、課題が浮き彫りになったんじゃないかなということを言いたかったんですけど、その辺についての御見解いかがでしょう。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。監査の権限につきましては、施設の種類によって決められておりまして、広域型ですね、施設については県が指定をしたり監査をしたりします。で、地域密着型サービスにつきましては、その設置する市町村が指定し、監査するということになりますので、広域型の県の指定する施設については、どこにあらうが八代市の方も利用できるということになりますので、今回のようなケースの場合にはですね、なかなか市単独では見つけることが困難だということになります。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） 西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、説明の趣旨はわかります。県としての課題でもあるし、市町村の利益にも関係する重大な事案であり、今後いろいろ今回のことについては、県・市ともいろいろ課題認識があらうかと思いますので、いろんな面での監査機能を徹底していかれることだと思いますので、1つ私も勉強になりました。以上です。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。この相手方ですね、医療法人社団本田会というのは、まだ事業体として体をなしているのかというところをまずお尋ねしたいと思います。

というのは、これだけ7市1町村にわたってですね、同じような訴訟を起こされて支払い能力があるような、その会なのかという、いわゆる裁判して取り戻せるんですかっていうようなところなんですけど、まず1点、そこで。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

この医療法人社団本田会さんは、県から指定取り消し処分を受けたんですけども、その後、自分のところは不正請求をしてないんだということですね、裁判のほうに提訴しておられて、県と争っておられるところです。ですから、今のところ、本田会が事業所として体をなしていないかということ、社団法人って、もともと診療所として、医療機関として出しておられますので、医療法人としてはそのまましておられますけど、その施設に関しては今、その裁判で争っておられるというところですね。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） ということは、相手方もやっていないということで訴訟されてるということで、それに対しても、こっちはもう不正、おたくはやってるから返せっていうような訴訟ということですかね。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。本田会におきましては、指定取り消しを受けました後にですね、県を相手取りまして、その指定取り消し処分の取り消しを求めて、訴訟の係争中ということになります。ただ、指定の取り消しはですね、県のほうは処分として行っておりますので、それに基づきまして、各関係市町村は請求していかなければならないということで、返還がない限りはですね、訴訟に訴えるしかないというところでございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第89号・訴えの提起について、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第92号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 続いて、条例議案の審査に入ります。議案第92号・八代市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

引き続き、大変お疲れのところではありますが、議案第92号・八代市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、中村課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 国保ねんきん課です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 議案書の9ページをお願いいたします。議案第92号・八代市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の改正により、金融所得課税等の見直しが行われたことに伴いまして、条例の改正が必要でございますので、提案するものでございます。

次の10ページ、11ページに改正条文が記載してございますけれども、説明のほうはお手元に配付してあるかと思っておりますけれども、右肩に議案第92号資料と書いてございます資料で説明したいと思っております。

まず、改正の理由でございますけれども、地

方税法の一部を改正する法律が本年３月３０日に公布されたところでございますけれども、この改正のうち一部のものにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、今年６月１２日に公布されましたことに伴いまして、本市国民健康保険税条例においても所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の主な内容でございますけれども、地方税法等の改正により、ちょっと詳しく説明しますと、これまで上場株式等に係る配当と譲渡損失——損益ですね、についてのみ損益通算というのが認められていたんですけれども、この改正後は、特定公社債に係る利子とか譲渡損益までも範囲を広げるという内容の金融所得課税の一体化ということで改正されましたので、国民健康保険税の課税の特例を定めております国民健康保険税条例の附則部分について改正をいたすものでございます。改正箇所につきましては、資料に記載しておりますけれども、第５項から第１７項までを改正いたします。第１０項と第１１項、第１３項及び１７項につきましては、削除をいたしますので、それに伴いまして第１２項を１０項、第１４項を１１項、１５項を第１２項、第１６項を１３項といたしております。

最後に、施行期日でございますけれども、政令及び省令では、原則平成２８年１月１日からの施行でございますけれども、国保税の課税は前年の所得に基づき課税いたしますことから、平成２９年１月１日からの施行、適用といたしております。以上が改正案の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。以上

で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第９２号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎陳情第２号・年金２．５％引き下げの中止を求める意見書の提出方について

○委員長（中村和美君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情１件です。それでは、新規に付託となりました陳情第２号・年金２．５％引き下げの中止を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（中村和美君） はい。それでは、本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員（村川清則君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） これ、ほかの自治体の対応とかなんかわかってますか。

○委員長（中村和美君） それではですね、先ほど出席した上田健康福祉部長をちょっとお呼びしたいと思います。いかがでしょうか。

（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

はい。ただいま委員から、執行部の説明を聴取したいとの意見が出ましたので、本件につい

て執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、そのようにいたします。しばらくお待ちください。

それでは、執行部参りました。他の市の事例をとということで、委員から質問があつております。中村国保ねんきん課長、よろしくお願いします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 国保ねんきん課です。他の自治体の事例ということですが、けれども、ちょっとわかりません。昨年、国のほうで法律が成立しておりますけれども、この年金の引き下げの内容で申しますのは、これまで大体そもそも年金額というのは、物価スライドに合わせて改定するようになっておりますけれども、平成11年から13年まで物価が下落したにもかかわらず、本来の年金水準よりも特例的に据え置いているということで、本来国が法律のほうで想定しております年金受給額よりも2.5%高い水準になっているということで、25年度から年間で2.5%年金額を引き下げるという内容の法律でございます。この2.5%高い水準ということで、年間1兆円ほどの影響額があるということで、これまで7兆円ほどの影響があると聞いております。このまましておくと、我々、現役世代の年金受給額にも影響いたしますので、世代間の公平の観点という観点——公平という観点から、国のほうで法律を改正されて、本年10月から1%、26年の4月から1%、平成27年4月から0.5%、2.5%下げるものでございます。以上です。

○委員長（中村和美君） はい、ありがとうございました。他市の状況におきましてはですね、熊本市は本会議で不採択、人吉市も本会議で不採択、水俣市は継続審査、玉名市は継続で審査で委員会は出ましたが本会議で採択、山鹿は本会議で不採択、菊池は継続、そして天草は

本会議で採択、それと合志市は不採択ということで、本会議で4市、14市の中で——ああ、13市ですね、八代市を除いたら13市の中で4市が不採択、1市、2市が採択、そして継続が2市というふうになっておりますので、状況下とすると不採択のほうが多いようです。はい、よろしいでしょうか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 1年生なんで、ようわからないんですが、紹介議員という欄があるんですが、普通紹介議員が何名かいらっしゃるんですか。

○委員長（中村和美君） 小会します。

（午前11時54分 小会）

（午前11時55分 本会）

○委員長（中村和美君） では、また本会に戻します。

ほかありませんか。あとは本陳情をどうするかということですが、その前に。

はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。6月議会に請願で上がってきて、そのときの審議の内容についてはいかがだったんでしょうかね。私たち、今度9月になってから文教福祉委員会という部分で初めて内容は見らせていただいたんですが、文教のほうでの審議内容についてはどうだったのか、わかるならばちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（中村和美君） 継続やろ。（「はい、継続です」と呼ぶ者あり）継続で後ほど審議未了ということやな。（「はい」と呼ぶ者あり）解散、議会改選でですね、ということだそうです。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） その中で議員の皆さん

から意見とかなんかは出ておったんですかね、
どうなんでしょう。賛成意見また反対意見、採
択、不採択も含めて。それで、最終的には継続
になったということは今理解できたんですけど
も、その中で議員さんたちの御意見というの
は。特に田中茂議員は文教だったんですかね。
いや違うとかな。その辺のところの中におい
て、どんな意見があったのか、ちょっとお聞か
せ——わかればちょっとお聞かせいただきたい
んですが。

○委員長（中村和美君） ちょっと小会しま
す。

（午前 11 時 57 分 小会）

（午後 0 時 01 分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

御意見を賜りたいと思います。どなたかあり
ませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今、小会中にお話をい
ただいて、前回の請願の部分についてがあつて
おりますけども、私たち今回初めて、今回、文
教福祉委員会でこの案件を審議するわけなん
ですけども、ここに書かれている部分の年金の
2.5%引き下げの中止と言われる部分の意見
書の提出方について。しかし、これにかかわ
って国の考え方、もしくは先ほど中村課長から
もちょっとお話がありましたように、年間で1兆
円という部分が、基準を特例的にそのままし
ておいたんだと、でも今回それを少し下げると
いうふうな状況で、それしないことには現役世
代にも影響があるというふうな部分が今少しお
話があったところでありますので、もう少しこ
れは私たち自身も継続して審査をする必要が
あるというふうに思うんですが、私は継続審
査をお願いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほかがございません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、別にない
ようですので。それではですね、今、堀口委員
のほうからございました。

お諮りしたいと思います。陳情第2号・年金
2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出
方については、継続審査とするに賛成の方の挙
手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本
件は継続審査とすることに決し、また勉強会を
開きたいと思います。よろしくお願いします。

小会します。

（午後 0 時 03 分 小会）

（午後 0 時 07 分 本会）

○委員長（中村和美君） それでは、会議に移
りたいと思います。

堀委員、どうぞ。

○委員（堀 徹男君） はい。済みません、先
ほどの泉中学校校舎の耐震改修事業の発言の際
にですね、私、県・市調査をした後に予算を組
まれる際に当初予算でお願いできればと言うべ
きところを一般会計と言ったような気がします
ので、もしそういった発言であれば訂正をお願
いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、わかりまし
た。

○委員（堀 徹男君） お願いします。

○委員長（中村和美君） 以上で付託されまし
た案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長
報告の作成については、委員長に御一任願いた
いと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、御異議なしと
認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・教育に関する諸問題の調査（八代市立図書館本館内外壁改修工事に伴う対応について）

○委員長（中村和美君） このうち、教育に関する諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、八代市立図書館本館内外壁改修工事に伴う対応について、説明をお願いします。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。八代市立図書館本館内外壁改修工事に伴う対応について、説明を濱田図書館長が行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）図書館の濱田でございます。私のほうから説明をさせていただきます。失礼して座って説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○図書館館長（濱田大祐君） 資料は、お手元のA4一枚紙で表裏の2ページものでございます。八代市立図書館本館内外壁改修工事に伴う

対応についてと書いたものをごらんいただきたいと思います。

早速説明をさせていただきます。

まず1番、工事に至る経緯についてでございますが、（1）平成24年7月24日に2階東側レファレンス室の外壁が30センチ掛ける2メートルほど落下いたしました。裏面の写真をごらんいただきたいと思います。このように重たいタイルとモルタルが1階の屋根に落下したところでございます。また、表面にお戻りいただければと思います。

そこで、詳しく調べるために、（2）平成24年の9月議会に、調査及び改修工事設計業務委託費としまして265万3000円を提案いたしました。その後、平成24年11月から翌年の3月まで調査を実施いたしました。その結果、内外壁のタイルの剥離が激しく、改修工事が必要との調査結果をいただいたところでございます。

そこで、（4）平成25年6月議会の補正予算に八代市立図書館本館内外壁改修工事費として1億円を提案させていただきました。議決をいただいたところでございます。このような経緯を経まして、本年の9月27日から工事に着手したところでございます。

2番、工事期間でございますが、（1）全工事期間は、平成25年9月27日から、平成26年の2月28日まででございます。その内訳としまして、（2）足場工事を9月27日から30日までの4日間行いまして、残りの（3）の5カ月間で工事を行う予定でございます。

続きまして、3工事内容でございますが、（1）外壁改修工事を10月、11月の2カ月間で行います。（2）内壁改修工事を12月と1月の2カ月間で行いまして、2月は竣工検査、足場解体等を行う予定でございます。内壁としましては、1階開架のカウンター周辺壁、階段壁、1階、2階のトイレの壁、1階ロビー

の壁、それから1階の児童コーナーの壁でございます。施行方法は、内外壁とも耐震ピンネット工法でございます。（3）その施行方法でございますが、耐震ピンネット工法というもので、まず現状の壁面タイルにアンカーピンを打ちまして接着剤を注入した後、全面をネットで覆い、その上からさらにピンを打ち、さらにその上からモルタルを塗って固めるという工法でございます。現在の工法の中では一番確実に安全が確保できる工法を採用したところでございます。

4番、工事請負事業者は、松本建設株式会社さんでございます。

5番、休館期間でございますが、このような工事の中で12月と1月につきましては、内壁改修工事を行いまして、内部に足場を組み、工事を行うため、市民の皆様が入館されるのは非常に危険でございます。そのため、この2カ月間は、本館のみ休館させていただきます。

続きまして、6の休館中の対応についてでございますが、12月、1月の2カ月間休館いたしまして、市民の皆様方には大変御迷惑をおかけすることになります。

そこで、図書館としまして、市民サービスを低下させない方法はないかと考えまして、

（1）臨時貸し出しをいたす予定でございます。本館の北側、八代一中側の移動図書館車用の書庫を活用しまして、移動図書館車用の図書約1万8000冊を貸し出す計画でございます。次に（2）その周知方法でございますが、利用される市民の皆様方へ十分御理解いただけるように、まず①広報やつしろの11月、12月号で広報をいたします。②八代市立図書館ホームページ及びブログ、③八代市ホームページ図書館分でございますが、④図書館だより、11月、12月号。10月号では、休館の記事のみ掲載いたしております。⑤FMやつしろ、10月16日にやつしろインフォメーションで御

案内したところでございます。⑥かじゅめる、11月から3月号版で広報をする予定でございます。このような広報をいたしまして、市民の皆様方へ周知を図る予定でございます。ちなみに、この本館の閉館期間中では、せんちょう分館、かがみ分館は、平常どおり開館をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、ありがとうございました。本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 済みません。周知方法ですけれども、確かに市立ということで市民の皆様方の図書館ということなので、これで十分だと思いますが、学校等への周知ということで学校等だったらば、もう校長先生が何かそのときに挨拶の中で言うとか、例えば、小中高全部、校長先生がその場で何か八代市の図書館は何月何日から使えませんで、皆さんそういったところで移動図書館のほうを利用してもらえたらという、そういう情報が流れていますと言われてもいいのかなと、そんなにお金もかからないし、時間もかからないのかなと思いますけれども。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） 今、御指摘いただきましたとおり、学校等につきましても幼稚園、保育園につきましても広報をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） この休館中の職員の

方々の仕事というのはどういうふうな仕事をされますですか。

○委員長（中村和美君） 濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。市職員につきましては、通常の業務、現在は内部業務で、例えば、図書の購入ですとか、受け入れ、それから図書館講座等の準備、そのほかの自主事業のですね、準備、それから財務会計等のですね、事務を行っておりまして、いわゆる内部事務を職員は行っているところでございます。

それから、窓口につきましては、図書館流通センターのほうに業務委託をしております、この閉館期間中は、市民の皆様との窓口には、図書館流通センターの職員の方々に対応していただくというような業務分担で対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） この建物の中ってどうか、図書館の中にはもう入れない状況なんですよ、工事期間中はですね。その入れない状況の中で内部で仕事ができるもんなんですか。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。内部で入れるところが事務室、私ども職員がおります事務室は入館可能でございます。それ以外の一般の市民の皆様方が入られる1階開架、2階開架は危険でございますので、入れないような状況でございます。

○委員（堀口 晃君） なるほど。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 開館しているときと開館していないとき、受付業務は今回ないわけですよ。今回、臨時貸し出しをするんですけども、職員の皆さんは通常の業務と言われるものに従事されるっていう、こういうことでいいんですか。

○図書館館長（濱田大祐君） そうでございま

す。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。今回、内外壁の改修工事ということでございますけれども、図書館が当時建築されまして、建物というのは耐用年数、それはいろんな施設ございますでしょうけれども、図書館の外壁材についてタイルを採用して、現に施工されてるということなんです、いつかの段階では、その外壁も改修しなきゃいけないというのはおおよそ誰しもが見えることではあるんですけども、市がこの建物に対して、これくらいの時期の年数後にこのような形でしなければならないというような見立てはありましたのでしょうか。

それと、それに伴う費用が、ここにあるような約1億円もかかるというようなことも、くみてあったのかどうか、当時の職員さんいらっしゃらないかもしれませんが、こういった建物の構造についての御見解を参考までにお聞かせいただければと思います。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい、済みません。一般的な鉄筋コンクリートづくりの建物につきましては、耐用年数というのが定められているようでございまして、一般的には50年だったかと……（委員堀徹男君「60、RCは60」と呼ぶ）60年でございますか——それくらいぐらいのスパンで耐用年数が定められておりまして、現在、建設後28年経過してまして、耐用年数内でございますので、今の時期にですね、外壁等躯体の改修工事が必要だという予測はしてなかったのではないかなと存じ上げております。以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 申し上げたかったのは、実際に図書館を内部も2カ月ぐらい閉館しなきゃいけないということは、ちょうどこの頃、受験シーズンでもございますし、図書館は図書を閲覧する場であって、勉強する場じゃないのかもしれませんが、実態の利用としてはですね、多くの学生さん、利用されてるという現場も私知っておる中でですね、非常に今回こういうことっていうのは胸痛むところもございまして、いわゆる計画的な維持管理の中ですね、予定どおり改修していくというのではまだしも、非常に緊急性があって危険だということの事情もわかりますが、例えば、こういう事態がタイル施工の工法、今非常に技術も革新しているのかもしれませんが、外壁材の選定に当たってもいろいろあるかと思いたすので、こういうのは公共施設をつくる中でですね、一つの教訓とするべき事案かなというふうに思うところもございます。

もう一つ、あわせてお聞きしたいんですけども、今回また同じようにタイルを改修されるということになりましたら、技術的にも耐震性ですかね、施されるということでございますけれども、この工法でいくと、向こう何年間ぐらいが手を加えずといいますか、大丈夫というふうなお見込みがありますでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） 実際の建築のですね、事務を行っていただいているのは建築住宅課というところなんですけども、その技士の方々と協議した中ではですね、10年間は保証期間であるというような、耐震ピンネット工法ですね、そういうぐあいに聞き及んでおりますが、今後、この外壁につきまして何年もつかという年数的なですね、予測は申しわけござい

ませんが、技術的なところはちょっと存じ上げておりません。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 図書館のお立場と施行されるセクションは違うということで、専門的なことはですね、ちょっとあれかもしれませんが。事情はわかりますが、ただ、図書館自体の耐久年数、建てかえの時期というのもまた迎えますでしょうし、今回の補修がどれくらい保つか、地震とかなんかどれくらいのものが起こるかもわかりませんけれども、一応今のお答えでいくと、10年後にはまた何がしかの点検なり、していくというメンテというのは非常に重要になってくるかというふうに思うところがありましてですね、今回、緊急性があって1億円かけて、これが一般的に高いかどうか、私も承知しないところなんですけれども、せっかくこれだけの期間かけて、予算かけてなされるわけでございますので、図書館自体の今後の維持管理ということをトータル的に考えていただくいい機会かなというふうに思いますので、その点は技術の部門、部署と一緒にですね、市内のほかの公共施設の点検のあり方も含めて、教育施設の今後のこういった事柄が検証されるようにお取り計らい、教育部長のほうでもいただければというふうにお願いしておきたいと思えます。以上でございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、八代市立図書館本館内外壁改修工事に伴う対応についてを終了いたします。

・教育に関する諸問題の調査（泉地区学校規模適正化事業の進捗について）

○委員長（中村和美君） 次に、泉地区学校規模適正化事業の進捗について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。泉地区学校規模適正化事業の進捗について、塚副首席審議員兼学校教育課長が御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、塚副首席審議員兼学校教育課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） それでは、早速ですが、泉地区学校規模適正化事業の進捗状況について御説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） 八代市学校規模適正化基本計画にのっとり、取り組みを進めてまいりました泉地区学校規模適正化事業の進捗状況につきまして、最終協議が終わりましたので、報告させていただきます。

お手元の資料、表紙に文教福祉委員会報告資料、所管事務調査、泉地区学校規模適正化事業の進捗についてを使って、順に御説明いたします。

資料1ページをごらんください。泉地区につきましては、平成26年4月の泉第一小学校、泉第二小学校、泉第三小学校の3校統合及び泉中学校との小中一貫校の開校を目指して、昨年度6月に委員18名から成る泉地区学校統合準備委員会を設置し、その下に3つの専門部会を置いたところです。資料1ページから2ページにかけ、平成24年度及び平成25年度の協議経過が記載されております。昨年度に4回の協議と中間報告会を実施、本年度6月に2回の協議と8月2日に最終報告会を実施し、統合までに解決すべき事項の全ての協議が終わりまし

た。毎回準備委員会に先立ち、PTA部会や教務部会、事務部会で繰り返し予備協議をして臨みましたので、保護者や地域の皆様、そして先生方の意見を十分反映した内容に取りまとめることができました。泉地区学校統合準備委員会におきましては、主に校名、校歌、校章、通学体制、標準服、教育課程、PTAの組織運営などについて協議が進められました。

資料2ページをごらんください。統合小学校の校名は、最終的に泉小学校で意見がまとまり、施設一体型の小中一貫校を総称する場合には、泉小中学校と呼ぶことになりました。また、泉小学校、泉中学校、泉第八小学校を総称した呼び方として、いずみ学園という愛称が決定されました。

資料3ページをごらんください。

泉小中学校の校歌につきましては、現在の泉中学校の歌詞の最後の部分を泉中学から泉学舎に変更して存続いたします。また、校章も現在の泉中学校の校章をもとに、資料にありますように校章の中の中の文字を泉に変えてデザインいたしました。

通学体制につきましては、基本的に泉第一小学校、泉第二小学校、泉第三小学校区全ての校区において、幹線道路を中心にスクールバスを運行いたします。標準服につきましては、小学校では上下紺色のものを着用し、中学校においては現在着用している詰め襟とセーラー服になります。体育服は小中同じデザインのものを新たに採用する予定です。標準服、体育服両方とも、原則として小学校1年生から新しいものを着用することになります。

資料4ページをごらんください。

閉校式典につきましては、既に準備委員会による取り組みが始まっておりますが、泉第一小学校が来年3月23日に、泉第二小学校が3月30日に実施を予定されています。なお、新設の泉小中学校の開校式典につきましては、未定

となっております。PTAの組織につきましては、小中一体化した組織とする方向性が示されております。今後、教務部会や事務部会において、教育課程や学校行事、泉八小との交流事業、学校備品、図書の整理など、細かいところが継続して進められていく予定です。施設設備につきましては、現在、校舎の補強工事に入っておりますが、校舎の工事は1月末、外周りの工事につきましては、3月末を終了予定としております。

今後とも、子供たちの不安を解消するための交流学习を充実するとともに、泉町の子供が夢と希望を持って新しい学校の歴史をつくっていきますよう、できる限りの支援をしていきたいと思っております。以上、進捗状況の報告といたします。

○委員長（中村和美君） はい、ありがとうございました。この件について何か質疑、意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。はい、委員18名での準備委員会でございますので、頑張っていたことに感謝申し上げます。なければ、泉地区学校規模適正化事業の進捗についてを終了いたします。

・教育に関する諸問題の調査（第六中学校体育館改築に伴う基本設計の概要について）

○委員長（中村和美君） 次に、第六中学校体育館改築に伴う基本設計の概要について説明をお願いします。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） 第六中学校体育館改築に伴う基本設計の概要について、有馬教育施設課長が説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい、教育施設課の有馬でございます。よろしくお願いいたします。

第六中学校体育館改築に伴う基本設計の概要について御報告させていただきたいと思っております。座らせていただき、御説明申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○教育施設課長（有馬健一君） カラー刷りの資料をごらんいただきたいと思います。現在、平成27年度建設を予定しております第六中学校体育館の設計業務を行っておりますが、学校側との協議もおおむね調い、基本設計が固まりつつございます。これからこの基本設計をもとに実施設計へと進めることとなりますので、その前に現段階での案について御報告するものでございます。

資料の1ページをごらんください。完成予想図（案）でございます。この完成予想図は、南側の方角から見た図となっております。正面に体育館の玄関、左側に渡り廊下を併設いたします。奥のほうに既設の校舎がございまして、手前にはテニスコートを整備する予定でございます。この体育館の左側に既設のプールが来る予定になっております。

2ページをごらんください。配置図の案でございますが、上が北側、下が南側となっております。新しい体育館の配置、ピンクで色を塗っておりますけれども、この体育館の配置につきましては、グラウンドの西側で現在テニスコートがある場所に建築する計画でございます。この配置に至った理由につきましては、1つは建築工事中に既存の体育館が利用できること、2番目に現在校舎とプールが離れた場所にございます。この間に体育館を配置することによりまして、渡り廊下でつながることができるというこ

と、それと3番目に現在、プールのトイレがありません。また、プールの更衣室が老朽化しておりますが、体育館に新たにトイレと更衣室をつくりますので、プールのトイレと更衣室を兼用できることが主な理由でございます。また、プールの南側に駐車場を配置しておりますが、現状は余り活用されていない空き地になっており、駐車場として整備することで、体育館とグラウンドを利用される地域住民の方々に利用していただけるよう計画するものです。この駐車場へは南側の道路から直接進入できるように門を設ける予定でございます。テニスコートについては、新体育館の南側に2面配置しております。

次の3ページをごらんください。体育館の平面図(案)でございます。建築面積約1200平方メートル、延べ床面積が1500平方メートル、鉄筋コンクリート造2階建てでございます。1階部分について、アリーナについてですが、縦が34メートル、横が26メートル、バレーボール、バスケットボールが各2面、バドミントンコート4面を計画しております。上のほうにステージや倉庫などを配置し、下のほうには玄関、トイレ、更衣室、倉庫などを配置しております。生徒たちの動線は、左側の渡り廊下が隣接しておりますので、渡り廊下からアリーナに入れると考えております。また、夜間に体育館を利用される地域住民の方々は、下の玄関からとなり、新たに整備する駐車場から近い場所となります。あわせて、体育館のトイレは、グラウンドの夜間利用者や運動会の際にも利用できるように計画しております。右側の2階の部分につきましては、卓球場と柔道場を配置しております。六中には柔道部がないとのことですので、柔道量は授業のときだけ敷き込み、授業以外の期間は卓球場を広げることが可能となるように考えております。なお、この基本設計につきましては、実施設計を進め

る中である程度の変更部分が出てくるものと考えております。

次の4ページをごらんください。改築事業のスケジュールでございます。基本実施設計を今年度平成25年度に完了し、平成27年度に新体育館の工事を行います。そして、平成28年度に既設の体育館の解体、それとグラウンドの整備を行う予定としております。また、校舎の耐震改修工事が下の欄に書いてございますけども、これにつきましては平成26年度に行う予定としております。このスケジュールにつきましては、生徒たちの授業や学校生活にできるだけ影響がないよう配慮したものでございます。

以上、第六中学校体育館改築に伴う基本設計の概要について御報告を終わらせていただきます。

○委員長(中村和美君) はい、ありがとうございました。

本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員(堀口 晃君) 委員長。

○委員長(中村和美君) はい、堀口委員。

○委員(堀口 晃君) スケジュール表の中で平成27年度の体育館武道場の改築があるんですが、卒業式の部分についてはどうなんですか、間に合うように配慮はできる話なんですかね。

○教育施設課長(有馬健一君) はい、この工程から……

○委員長(中村和美君) はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長(有馬健一君) 失礼しました。この工程からいきますと、一応3月いっぱいということで書いておりますけども、どうか工期の短縮を図ってですね、卒業式に間に合わせることも可能かと考えております。

○委員長(中村和美君) はい。ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） 最近のですね、体育館のつくり方でいくと、この図面でいきますとですね、玄関入ってすぐのところに照明のスイッチが設置してあるところが多いんですよ。うちの麦島小学校の体育館もつくっていただいでですね、玄関から入ってすぐ入り口のところに照明のスイッチがあるんですけど、大体昔の体育館というのは、一番奥のステージまで行って、物置小屋の中のこんな四角い配電盤の中ですね、こうやって上げるやつがあるんですよ。今の体育館の設計の基準というか、指針の中ではそういった統一されて、手前のほうにスイッチが来るように、何か指針みたいなガイドラインがつくってあるんですか。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。そこらあたりにつきましてはですね、もともと学校の体育館ですので、学校のいろんな授業とか部活で使いやすいよう、それと一般住民の方も夜間に使用されますので、そこらあたりの使い勝手のいいようですね、配置に——スイッチにつきましては配置をしていきたい。これにつきましては、今後進めます実施設計の中で決めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員、いいんですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、第六中学校体育館改築に伴う基本設計の概要についてを終了いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午後0時38分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年10月22日

文教福祉委員会

委員長